

## 「サイバー税理士連盟」情報公開活動 10 年の経験から

### 全国税制懇話会春季研修集会の報告

(於 ザ・ビーチタワー沖縄)

2011年6月6日

報告者 桑原 龍太

#### 1. 情報公開の現状と情報公開法改正問題

情報公開法は平成 11 年 5 月 14 日に成立し、2 年の準備期間を経て平成 13 年 4 月から施行されました、現在施行から 10 年を経過しています。しかし今でも情報公開の実態には、大きな問題があります。

最近では、原発事故をめぐり、日本の情報公開のあり方が、国内だけでなく国際的にも、問題視されています。この事故では、情報の公開が極めて不十分だったため、国内では政府、原子力安全保安院、東電などへの不信と適切な対応の遅れ、風評被害を引き起こし、住民などに大きな被害を与えました。国際的には日本の信用を著しく傷つける結果となりました。私の年代では、敗戦の事実を最後まで国民に隠した、戦争中の大本営発表を思い出します。

今日は税務関係の情報公開について、私がサイバー税理士会の仲間と行ってきた 10 年間の開示活動の経験を中心に、資料を見ながら、話をしたいと思っています。

資料 1 を見てください。これは現在国会に提出されている、情報公開法の改正案の要点です。総務省のホームページからとりました、5 つの改善点を PR しています。何れもわれわれがかねてから要望していた事項ですが、中身まで検討すると、まだまだ不十分な改正です。しかし現状から見れば一步前進といえます。

次のページに第 1 条の改正文を改正前と比べてみました。改正文では、情報公開を国民の権利の面から、定義しようとしていることがわかります。情報公開の問題は国のあり方にかかわる重要な問題で、法案施行で完了したわけではなく、私たち国民の公開要求の活動を通して、これからも発展していくものだと考えます。

#### 2. 税務行政関係の情報公開

##### (1) 情報公開法施行前の税務行政

10 年前、国税庁は新しくできた情報公開法にどう対処しようとしたか、税務行政は権力行政として、政府の中でも特に情報の開示が遅れた部分でした。法案の施行を前にして、どこまでの情報を公開するのか、国税庁自身判断もできない状況だったのです。そこで国税庁始まって以来 1 回も受けたことのない、総務庁の行政監察を始めて受け入れることになりました。資料 2 はそのときに発表された勧告の要旨です。その全文は「適正かつ公平な課税を目指して」の表題で総務庁行政監察局から冊子として出版されました。

監査の実施期間は平成 11 年 4 月から 12 年 11 月まで、勧告の日付は平成 12 年 11 月 10

日です。まさに情報公開法成立の直前から、施行の半年前まで 1 年 7 ヶ月の大規模な監査でした。

勧告の中味を見ると当時いかに国税庁がこの面で遅れていたかがわかります。国税庁はこの勧告に基づく措置を早急に取り、情報公開法施行後の 13 年 8 月、その内容を勧告に対する回答として発表しています。とられた措置は多岐にわたりますが、この中には「質疑応答事例集の公表」、「不服審判所の採決結果の公表の拡大とその基準の明確化」、「修正申告懲罰の取り扱い」「重加算税の取り扱い」「調査の事前通知の取り扱い」等の制定と公開、「相続税の更正等の処分の理由記載の徹底」「推計課税通達の制定」など重要文書の公開が含まれています。

勧告前にはこれらの文書は公開されていないか、多くは存在さえしなかったのです。

こんな状況の中で、情報公開法が施行されました。部外秘の文書の一部は公開されましたが、情報公開より守秘義務が大切と教育されてきた、大部分の税務署員の頭の中まではまだ変わっていませんでした。

## (2) サバ-税理士連盟の情報公開活動

情報公開法の施行とともに、私たちサバ-税理士連盟の情報公開の活動が始まりました。サバ-税理士連盟は代表が千葉の植松税理士で会員は数十名いますが、主に活動しているのは、植松さんのか、東京地方会の長谷川・稻葉税理士と私です。ほかの 3 人は試験税理士なので、OB の私が税務行政の精通者として、加わったものです。年齢は 60 歳代を中心、私のほかは東京地方税理士会の幹部経験者です。それから 10 年間情報公開の活動を続けてきました。この間九州から北海道まで 8 国税局を訪れていました。そのほか国税庁・税務署・不服審判所や会計検査院まで行きました。開示請求した文書もいろいろで、報告したいことは多いのですが、時間に制限があるので、今日はこれらの活動の中から 2 項目に絞って報告したいと思います。

### .(3) 開示請求活動の実例から

#### ① 印紙税不納付事例集等の不開示と審査請求

第一は 印紙税の不納付事例集などの公開請求です。全面非開示になったので、これに対する審査請求をしました、そのときの文書を見てください。(資料 3)

私は問税部門の出身ですから、税理士になってから、印紙税についての質問がたくさんありました。印紙税法は簡単な税法ですが、実務上は解釈に迷う事例も多いです。税理士試験の科目にもないので、勉強する機会も少ない。そこで知り合いの税理士から具体的な事例をもとに質問される。ところが税法、政令、通達、質疑、事例集などどれを見ても、回答できないことが多い、税務署の職員も迷うことが多いのではないかと思います。

調査に絡んで「調査官は課税だというが疑問だ」という訴えも多いです。公開された資料、先述の行政監察の勧告の中にも、「調査の結果指導した、印紙税の不納付事実の申出でに誤りがあった」とか「納税者からは、印紙税の課税物件の判断が難しい。税務署から不納付と指導を受けた根拠が法令・通達では分からぬとの意見があった」という記述

があります。このような状況で、調査官の判断が誤っている事例も多いのではないかと思います。一方統括官会議の資料の中に、調査官が印紙税調査の参考にするようにと、この「不納付事例集」などの文書があげられていました。そこで私たちは調査官が参考になる資料ならば、納税者にとっても参考になるはずだと思って公開を請求したのです。ところが請求した3文書が全部全面非開示となりました。

情報公開法第5条には不開示情報が列挙されています。その6号のイに「監査、検査、取締り、又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」という項目があります。当局はこの項目をたてに調査関係の文書を、不開示にしてきました。今回の全面非開示の根拠もこの項目でした。この項目には「おそれ」という漠然とした表現があり、当局が「おそれがある」と主張すると反論が難しいのです。しかし6号の本文を見ると、「事業又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」となっていて、イの項目はその例示であることがわかります。私たちはこれを論拠に反論をしました。印紙税は文書を作る人が一々課非の判断が必要であり、その資料として、できるだけ多くの事例の公開が必要である。また他人に交付する文書に印紙を添付する納税方法で、証拠を秘匿することは不可能で、その意味からも印紙税の脱税は不可能に近く。公開による調査上の弊害が大きいとは考えられない。「事務の適正な運営」のためには納税者の利便を、優先して考えるべきだと主張しました。

異議申し立ての結果、「印紙税マニュアル」は全面不開示から一部開示に変更されました。しかし「不納付事例集」は審査請求までしたのですが審査会の答申は非開示のままでした。

審議の経過を見ると、審査請求は平成13年12月27日に出したのですが、審査会は国税庁の諮問を平成15年7月29日に受理 諮問庁からの理由説明書を同日収受しています。この間1年7ヶ月かかっています。私たちは同年9月3日に請求者として意見書を提出しました。審査会は同年11月27日に文書の見分と審議を行っています。普通ならここで答申が出るはずですが、この件では更に12月18日に国税庁の職員から口頭説明を受け、翌年の1月29日に再度審議を行い答申しています。

この最後の国税庁の口頭説明はわれわれには開示がありませんから、もちろん反論の機会もありませんでした。審査会に対し、こちらは国税庁の主張への文書上の反論だけで口頭説明の機会はありません、しかも最後の国税庁側の口頭説明は内容さえ知らされなかつたのです。まことに不公平な審議です。答申の結論を見ても「確かに」以下請求者の主張を認めながら、「しかしながら」以降当局の主張を鵜呑みにして、不開示としています。独自の判断がなく、説得力がありません。これらが審査会の限界かもしれません。

ところで、部分開示になった「印紙税調査マニュアル」(資料4)ですが、開示のときは、余り気にしなかったのですが、この中に「留置き」についての解説があります。今年の税制改正で、この「留置き」が注目されることになりました。参考になる記述もあるので、ここに資料としてつけておきました。

## ② 苦情事案整理票の内容検討

第2は 納税者支援調整官が作成した苦情事案整理票の情報公開です。(資料5)

情報公開法の施行された平成13年の7月に、納税者支援調整官の制度が実施されました。

それまでは苦情処理は総務課長や相談官がおもに処理してきました。このときの事績も東京国税局で公開請求したのですが、平成11年12年の2年間に受け付けた苦情700件中、苦情を受け入れ、税務署の処理が是正されたものはわずかに1件しかありませんでした。行政の誤りを是正することよりも、納税者を説得し不満を緩和することに、目的が置かれたためです。これでは納税者のための本当の苦情処理にはなっていません。私たちはこれが新しい制度でどう変わるかに、関心があり、制定の当初からその内容の情報公開を請求してきました。先進諸国のオンブズマン制度が念頭にあったのです。

しかし国税庁の文書では、納税者支援調整官は納税者の権利を守り支援するために設置されたのではなく「納税者が納税の義務を履行するため必要な助言・教示・調整に関する事務を行う部署」となっており、欧米の制度とは全く違う位置づけです。

ですから支援調整官制度も10年たちましたが、納税者の権利擁護という面では、まだまだ不十分な制度なのです。

このことは苦情事案整理票を大数的に観察しても、それがわかります。たしかに行政側の非を認め、口頭で謝罪する件数は増えましたが、行政行為の内容を是正することには消極的です。その権限も不十分です。東京国税局の最近の1年間の苦情処理の集計票を別表として添付しました。

個別に分析するとそれが一層鮮明になります。しかし、この制度は納税者にとって全く無用な制度というわけでもありません。これは中味を詳細に検討すると分かります。公開された苦情事案整理票は10年で3000件くらいありますが、ここでは比較的最近東京局で開示された苦情を中心に、業務の参考になりそうな代表例を8件ほど取り上げ添付しました。

### ア 調査に対する苦情

税理士からの苦情では調査についての苦情が多くあります。税理士が税務職員と接触する機会が最も多いのが調査ですから、苦情もこれに集中しています。私が関係した苦情の整理表もあります。処理顛末では「調査の内容については、調査官の権限なので、よく話し合ってほしい」などと逃げの姿勢のものが多いのですが、苦情を申し立てる側は調査官とは話にならないから申し立てているのですから、これでは解決になりません。

第1の例は私に保険医協会から相談があって、納税者支援調整官に相談するように助言したものです。同時に「調査の際のやり取りを記録しておくこと」「税務署長にも文書で具体的な事実を示し抗議すること」、「文書の内容として、『調査を拒否しているのではなく、まず帳簿を検査して、相当な理由があればレセプトも提示に応ずること』をはっきりさせること」、などをアドバイスしました。この件は調整官の段階では解決しませんでしたが、結果的にはこちらの主張がとおり、副署長が謝罪し解決しました。

第 2 の事例は代表の植松税理士が友達の税理士から相談を受け、助言した事案です。この件はすぐ受け入れられ、更正処分が取り消されました。この税理士は丁寧に、「すぐ取り消すような更正をなぜしたか」と抗議しています。第 1 の苦情を申し立てた 10 日後のことです。この抗議も整理票に記載されています。処理として「説明不足を謝罪し、穩便に終了する了解が得られた」となっています。

別の苦情処理事案では、「当局が更正を取り消したので、こちらも異議申し立てを取り下げたら、また調査が始まった。」などという苦情もあります。二回目の抗議も必要なのかもしれません。

このように開示請求すれば、自分が関係した苦情がどう処理されたかもチェックできます。

#### イ 誤指導に対する苦情

誤指導に絡んだ苦情もたくさんあります。誤指導の場合「その事実があったかどうか」確定できないことも多いようです。「誰が、何時」と言うことが不明確だと、誤指導自体が否定されかねません。担当職員は自分の誤指導が明確になることを避けてしまいがちです。第 3 の事例は贈与税の配偶者控除に絡むもので、誤指導があったかどうかは不明です。結論は、錯誤登記を行うという前提で、0 申告をさせています。

第 4 の事例は 誤指導の結果過大納税となり、都営住宅の家賃が値上げされたという苦情です。ここでは支援調整官が都側と交渉し、値上げを撤回させています。

#### ウ 徴収に対する苦情

最近は徴収に絡む事案も多くなっています。

第 5 の事案は「差し押さえ禁止財産の生活保護費から税金を徴収してよいのか。」という苦情です。「差し押さえは禁止されているが、生活保護費からでも納税するように勧めるのは、職務上当然のことだ」としています。あまり説得力のない回答ですが、毎月納付するという約束は取り消しています。この点では苦情が一定の効果があったともいえます。

第 6 の事案は普通預金が差し押さえられたので、それが滞納税額に充てられ納税されたと思って放置していたら、延滞税がどんどん増えてしまったという苦情です。

担当者の説明不足による、納税者の誤解でしょうが、説明不足への謝罪で対応は終わっています。延滞税がどうなったかは、整理票からはわかりません。

#### エ その他の苦情

第 7 の事案は郵便物が料金不足で返送されたため、期限後申告となった事例です。

贈与税の精算課税選択届出書が期限後になり適用されなくなります。不足料金を払い、郵便局に再度持ち込めば、何とかなった事案と思われますが、開封して税務署に持参したため、期限後になってしまいました。支援官としては処理できないので、税務署と相談しろというアドバイスで終わっています。

第 8 は過年度の株式の譲渡損失の記載漏れの問題です。これは係員が訂正不能との回答をしたのが誤っていたことが判明し、更正請求をするように指導しています。

以上苦情の代表的な形態を取り上げ、支援調整官がどう対処したかを見てきましたが、納税者支援という点では、どの事案も物足りなさを感じます。しかしこれは支援官の姿勢というよりも、この制度自体の問題が絡んでいるように思われます。支援官に独立性と一定の権限を与え、事務処理是正の勧告権などがあれば、もうすこし、ましな解答もできると思います。しかし現状でも、「納税者の主張が少しでも反映すればよい」と割り切って考え、制度の限界を承知のうえ、これを利用していくことも大事です。その中から制度改善の方向も見えてくるのではないかと思います。

### 3. 情報公開活動からの教訓

私の報告はこれで終わりますが、今まで私たちに公開された情報の中には、まだまだ参考になるものがあります。これから公開を請求したいと考えている分野もあります。情報公開では活動を継続させることが重要です。公開された情報の分析と活用も大切な分野です。これには時間と費用もかかります。一人ではなかなかやり切れません。継続も困難です。できればグループで取組み、内容を分析し討議しながら、参加者を拡大してゆくことが望されます。

国家権力の情報がどれだけ国民に公開されているかは、近代国家の民主主義の度合いを測るバローメーターなのです。

#### 情報公開活動参加者

サイバー税理士連盟 代表 植松 省二  
稻葉 恭治  
長谷川 博  
桑原 龍太

## 情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)とともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

# 「国民の知る権利」の保障(「プライバシーバイント」の実現)

より多く

より簡易に

手数料の見直し(16条)  
開示請求手数料を原則として廃止等。

開示決定等の期限の短縮(10条)

開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

不開示決定のみなし規定(10条・11条)  
期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができることとし、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

不開示決定における理由付記(9条)

不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

内閣総理大臣のリーダーシップの発揮・事後救済制度の強化】

内閣総理大臣の権限強化を通じた不服申立ての迅速化と実効性向上(18条・21条・27条・28条)  
不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合、その理由の内閣総理大臣への報告義務を課して処理の迅速化を図るとともに、内閣総理大臣の勧告制度の導入など、内閣総理大臣の権限を強化し実効性を向上。

情報公開法の移管(総務省→内閣府)(内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条)

情報公開訴訟の抜本的強化(22条・23条・24条)

・原告の普通裁判所所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。(窓口所在地(8カ所)→すべての地裁(50カ所))  
・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容等を分類・整理した資料(ウォーン・インテックス)の作成及び提出を求める手続を導入。  
・裁判所が、当事者を立ち会わせずに行う対象文書についての証拠調べ(インカメラ審理)手続を導入。

# 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

### （目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて「国民の知る権利を保障し、政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、「国民による行政の監視及び国民の行政の参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。

# 税務行政監察結果に基づく勧告(要旨)

勧告日：平成12年11月10日

勧告先：大蔵省(国税庁)

実施期間：平成11年4月～12年11月

## 〔監察の目的・背景事情等〕

- 我が国における国税の基本的な制度は、納付すべき税額が納税者の申告によって確定する「申告納税制度」  
この申告納税制度の下で適正かつ公平な課税を実現していくためには、国税庁における法令の解釈や適用の指針、税務上の取扱いを明確かつ統一的に示していくとともに、納税者に対し、これらを分かりやすい形で公表していくことが重要。また、納税者の負担軽減や納税者に提供するサービスの内容の継続的な見直し、事務運営の一層の適正化や効率化も重要
- この監察は、申告納税制度の下における国の税務行政運営の公正性、効率性等を確保する観点から、国の税務行政の実施状況等について調査し、関係行政の改善に資するため実施
- 調査対象機関：大蔵省(国税庁、国税局(11局及び1事務所)、税務署(48署))等
- 調査担当部局：行政監察局、管区行政監察局(7)、四国行政監察支局、沖縄行政監察事務所、行政監察事務所(13)

## 〔主な勧告事項〕

### 1 適正かつ公平な課税の実現

#### (1) 適正な申告、納税の基盤整備

- 法令解釈通達において統一的な法令の解釈や適用の指針が示されていないものについて、研修資料、出版物等において、法令の解釈や適用の指針と解される内容を記載。また、これらの記載内容をみると、文章表現が様々なものとなっており、統一的な記載とはなっていない状況

〔 増改築のあった自用家屋で固定資産税評価額の再評価が未了の場合の評価方法(相続税)等4事項 〕

また、国際課税の一つである「移転価格税制」(法人税)において納税者が申告に当たって自ら計算しなければならない独立企業間価格について、国税庁本庁により算定方法に関する指針が十分に示されていない状況

- 通達に示されていない新たな取引形態等が出現した場合や、通達が具体的な問題にどのように適用されるかが明らかでない場合に、納税者等からあつた質疑を基に国税局及び税務署に示している「質疑応答」の内容は一部を除き公表されていない状況

また、「質疑応答」を発展させ、事前に納税者が帳簿等の具体的な資料を提示してあらかじめ国税当局の見解を確認できる仕組みについて、整備の余地

### 【勧告要旨】

大蔵省(国税庁)は、納税者による適正な申告、納税を確保する基盤を整備する観点から、次の措置を講ずることが必要

1. 紳税者の適正な申告に必要な法令の解釈や適用の指針については、できる限り通達等への明定を行うこと
2. 質疑応答の内容の公表を拡充するとともに、将来的には納税者が帳簿等の具体的な資料を提示してあらかじめ国税当局の見解を確認できる仕組みを整備するよう、その検討に着手すること

### (2) 適正な申告、納税の環境整備

- 国税庁では、「法令解釈通達」以外に、職員向けの執務参考のための資料として「情報」「事務連絡」等を作成。税務署等においても、法令の解釈・適用のよりどころとして使用、一部は出版物に引用  
しかし、これらについては、納税者が適正な申告を行うために有用なものも少くないにもかかわらず、国税庁の見解としての公表はほとんど行われていない状況
- 〔「海外渡航費の取扱い(法人税)」、「地区の異なる2以上の路線に接する宅地の評価方法(相続税)」等8事項〕
- 税務調査の結果、更正処分を行うかあるいは納税者に修正申告の提出を勧める「修正申告の懲罰(しょうよう)」を行うかの取扱い、また、修正申告を行った場合の不服申立ての機会が失われる等の法的効果についての納税者への告知に係る取扱いが、国税局間で異なる状況

### 【勧告要旨】

大蔵省(国税庁)は、納税者による適正な申告、納税が可能な環境を整備する観点から、次の措置を講ずることが必要

1. 法令解釈通達に準じた法令の解釈や適用の指針としての実務的な機能を有する「情報」「事務連絡」等のうち、納税者にとって有用なものについては、その位置付けを明確にした上で、広く分かりやすい形で公表すること
2. 修正申告の懲罰の実施の取扱いを明確にするとともに、修正申告に伴う法的効果の納税者への告知に係る取扱いを定めること

## 2 適正かつ効率的な事務運営の推進

- 国税局から税務署に対する税務調査の方法についての指示等をみると、次のような状況
  - i 国税局資料調査課から税務署に引き継ぐこととなった大口・悪質事案について、調査の方法の指示が明確になされていないため、税務署での調査が効果的、効率的に行われていないもの(申告所得税、法人税、相続税)
  - ii 交際費課税の調査対象を抽出する場合の基準が国税局によって異なるもの(法人税)
- 税務調査等結果に基づく指摘等の内容に誤りがあるもの(消費税、印紙税)

**【勧告要旨】**

大蔵省(国税庁)は、税務行政における適正かつ効率的な事務運営の推進を図る観点から、次の措置を講ずることが必要

1. 税務調査の方法の指示等について、明確化・適正化を推進すること
2. 更正等の処分、修正申告の懇意等における指摘等の内容の適正化を推進するため、職員に対する業務研修の充実等を図ること

**3 納税者の申告手続の負担軽減及び利便の向上**

- 申告に当たって必要な添付書類等について、「収支内訳書」の記載項目が国税局間で区々(申告所得税)、あるいは提出部数が多く一部の広範な海外活動を展開している納税者に負担(法人税)
- 税務署における税務調査の事前通知の実施の状況に相当の差異がみられる(申告所得税)とともに、税務調査終了についても通知を検討する余地(法人税)
- 確定申告期における国税に係る納税相談や申告書の收受の状況をみると、税務署ごとの管内事情等様々な要因によって、地方公共団体による納税相談及び申告書收受の状況にはばらつきがみられ、地方公共団体からの効果的な協力が必ずしも十分に得られていないと考えられるものもみられる状況

**【勧告要旨】**

大蔵省(国税庁)は、税務行政における納税者の申告手続の負担軽減及び利便の向上を図る観点から、次の措置を講ずることが必要

1. 申告に当たって必要な添付書類等について、統一化・簡素化を図ること
2. 通達に定められている税務調査に係る納税者への通知手続(事前通知、調査結果通知)について、その実施の拡大を図るとともに、税務調査の終了を納税者に明確に通知すること
3. 納税相談等に係る地方公共団体からの協力が一層得られるよう努めること

国税庁長官 殿

## 審査請求書

平成13年12月27日

審査請求人 住所 〒220-0023

横浜市西区平沼1-3-17 宮方ビル701

氏名 長谷川 博 (年齢52歳)

(情報公開を体験する税理士の会 代表)

電話 045-290-9431

審査請求に係る処分 東京国税局の平成13年11月5日付行政文書不開示決定

通知処分(原処分)

行政文書の名称:

(1) 平成11年12月 印紙税調査マニュアル

(2) 平成6年2月 印紙税不納付実例

(3) 平成8年2月 印紙税大口不納付事例集

処分があつたことを知った日 平成13年11月6日

審査請求の趣旨 上記行政文書不開示決定処分の取消しを求め、その開示を  
求める。

審査請求の根拠 「行政機関の保有する情報公開に関する法律」第18条に  
基づく不服申立て

処分庁の教示の有無及びその内容 教示有り

上記開示決定通知書表面記載「この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づき国税庁長官に対して審査請求することができます。」

審査請求の理由 次頁以下のとおり。

## 審査請求の理由

### 1. 法5条6号の解釈について

原処分は、不開示の理由を行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条6号イに該当するとし、「当該行政文書は、調査手法等を記載したものであり、これを公にすることにより、調査に関して予見可能性を与えるおそれがある。このことは、税務調査に関し、正確な事実等の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当することから不開示とした。」とするが、原処分の判断には同条の解釈に誤りがあり、したがって、不開示とする理由に該当する相当性が存しない。

けだし、法第5条第6号は、「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定しているが、これは、「適正な」遂行と明示して、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならないことを要請するものである。

すなわち、本条1号および2号におかれている公益上の義務的開示の規定が6号に置かれていないのは、「適正」の要件の判断に際して、公益上の開示の必要性も考慮されるからである。したがって、一般的に本号は、行政機関に広範な裁量を与えたものではないと解されている（宇賀克也著「情報公開法の逐条解説（第2版）」（有斐閣）67頁参照）。

### 2. 適正な納税のための予見可能性について

印紙税は原則として、文書の作成者が自ら課税文書に該当するかどうかを判断し、納税すべき税額に相当する収入印紙を貼付し消印して納税するという、自主申告方式を探っている。したがって、納税者自身が業務に関し作成する文書について、課税文書に該当するかどうかを自ら判断する必要がある。ところが各企業・事業主が作成する文書は複雑多岐にわたり、印紙税の課税・不課税・非課税の判断が難しいという事例が多く見られ、私たち税理士にも質問が多く寄せられている。

今回公開を請求し不開示となった印紙税不納付事例集等の文書は、その名称から推測すれば、課税当局が税務調査に際し、印紙税の不納付が判明した事例文書で、その多くは納税者が課税文書かどうかの判断を誤り、印紙税が不納付になったものを集めて編集した冊子と考えられる。

一般的に、納税者としては、取引先等への交付を前提に作成する文書について、印紙税課税対象とされるものを故意又は不正を目的として脱税するということは考えられず、また、仮にそうだとしても、その事績の隠蔽は不可能に近いものである。したがって、印紙税の不納付の多くは、不注意又は解釈の誤りに起因するものである。

不納付事例集を公開することは、税務調査の中で指摘を受けた不納付事例が明らかになり、かえって納税者がこれから作成する文書が印紙税の課税文書に該当するかど

うかの判断が容易になるとともに示された具体的基準に従うことで、不納付等の誤りを未然に防止することに役立つという重要な役割をもつことになる。

また、本件文書の公開により、課税当局の印紙税課税・非課税等の判断基準がどのような根拠をもっているかということが分かることは、印紙税法の解釈論からみても客観的な基準が作られることになり、行政にとっては、より適正・公正な税務行政の確立に資することになる。

原処分庁は、「公にすることにより、調査に関して予見可能性を与えるおそれがある。このことは、税務調査に関し、正確な事実等の把握を困難にするおそれがある。」という。しかし、租税法律主義の要請でもある法的安定性や法的予測可能性が、公益上の義務的開示という比較衡量の面で重要視され、また、本件文書の表題から推察しても、その内容に調査の手法に係る部分が記述されているとしても、それが本件の不開示とする特別な理由にはならない。

### 3. 結論

原処分庁の判断は、法的解釈を誤っており、よって違法・不当なものとして取消されなければならない。

添付書類

原処分の「行政文書開示不決定通知書」の写し

## 理 由 説 明 書

## 1 対象行政文書について

本件審査請求の対象である行政文書は、①平成 11 年 12 月印紙税調査マニュアル、②平成 6 年 2 月印紙税不納付実例、③平成 8 年 2 月印紙税大口不納付事例集である。

## 2 不開示情報該当性

法 5 条 6 号は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、その他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

以下、個別に不開示情報とした部分について説明する。

## (1) 「平成 11 年 12 月印紙税調査マニュアル」

本件対象文書については、原処分においてそのすべてを不開示としているが、以下の部分を除き、開示が妥当であると判断する。

イ 「第 2 印紙税単独調査の具体的実施方法」のうち「2 準備調査」の「(2) 勘定科目の内容を確認する」(5 頁～6 頁)、「別紙 5 印紙税業種別不納付文書一覧表」(39 頁～43 頁) 及び「別紙 6 過怠税を徴しない文書の一覧表」(44 頁から 46 頁)

当該箇所については、勘定科目等に基づく具体的な着眼点並びに過去の調査に基づき業種に共通した不納付事例等についての記述があり、これを公にした場合には、印紙税調査における当局の着眼点、調査手法等が公になり、印紙税を不当に免れようとする者において、印紙税の不納付事実を証明する課税文書又は帳簿書類の破棄・隠匿など調査手法等に対する対抗手段を講じ、不正手口の巧妙化を図ることが容易になるなど、調査による不正行為の発見が困難になるおそれがあり、当局の行う印紙税調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、法 5 条 6 号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示が妥当であると判断する。

ロ 「第 2 印紙税単独調査の具体的実施方法」のうち「3 調査の事前通知」の一部(7 頁)、「4 調査着手」の一部(8 頁)、「5 事業概要等の聴取」の一部(8 頁)、「6 作成文書の把握」の一部(8、9 頁)、「7 現物確認及び課否判定」の一部(9 頁) 及び「第 3 印紙税同時指導の具体的実施方法」の「3 現物確認及び課否判定」の一部(12 頁)

当該箇所については、調査対象者に対する事前通知及び着手後の具体的な調査手法等についての記述があり、これを公にした場合には、印紙税に係る具体的な調査手法が知られる結果となり、印紙税について適正に納税義務を履行していない場合には、印紙税の不納付事実を証明する課税文書又は帳簿書類を隠ぺい又は破棄するなどにより、正確な事実の把握を困難にする措置を講ずるおそれがある。

また、不当に印紙税を免れようとする者が、調査対象とならないことを予測し、納税義務を適正に履行しないなどの不当な行為を助長するという弊害が生じるおそれがある。

したがって、法5条6号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示が妥当であると判断する。

(2) 「平成6年2月印紙税不納付実例」、「平成8年2月印紙税大口不納付事例集」

本件対象文書には、実際の印紙税調査のうち、印紙税調査を実施する上で参考となる事例を選び編集したものであり、これを公にした場合には、印紙税調査における当局の着眼点、調査手法等が公になり、印紙税を不当に免れようとする者において、印紙税の不納付事実を証明する課税文書又は帳簿書類の破棄・隠匿など調査手法等に対する対抗手段を講じ、不正手口の巧妙化を図ることが容易になるなど、調査による不正行為の発見が困難になるおそれがあり、当局の行う印紙税調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、法5条6号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示が妥当であると判断する。

平成 15 年 9 月 1 日  
(府情密 2233 号)

内閣府情報公開審査会殿

## 国税庁の「理由説明書」に対する意見書

審査請求人 長谷川 博

### I 開示請求文書「平成 6 年 2 月印紙税不納付実例」「平成 8 年 2 月印紙税大口納税者不納付事例集」について

#### 1. 諮問庁（国税庁）の理由説明の不合理性

印紙税は、他の税目と異なり、文書の作成者自らが文書の作成時に課税文書に該当するかどうかを判断し、納税額を算出して収入印紙を文書に自主的に貼付して納税するという性格を持つ。

印紙税の課非判断には、複雑で専門的な知識を必要とされる。したがって、課非判断の誤りを減少させるためには、課税庁は実例により出来るだけ具体的に、課税文書に該当するかどうかの情報を納税者に提供しなければならない。

前掲の不開示となった二文書は、実際の調査で発見された印紙税の不納付事例集であるが、印紙税の課非判定について、誤りやすい事例が掲載されているため、「印紙税調査を実施する上で参考となる事例を選び編集したもの」として、調査担当者用に活用されているものと考えられる。

しかしながら、諮問庁は、これを公にした場合「印紙税調査における当局の着眼点、調査手法が公になる」として開示を拒んでいる。この文書は「調査の着眼点や、調査方法」が記載された文書とは考えられず、諮問庁の主張には合理性がない。百歩譲って、仮にそれに類する記載があったとしても、その部分を非開示にすればよいのであって全文を非開示とする理由にはならない。むしろこれを公開することにより、納税者は課非判定の誤りやすい実例を知ることになり、印紙税の納税上有益な参考資料となる。

所詮、調査担当者に「調査上参考になる事例」として有益ならば、納税者にとっても「納税上参考になる事例」として有益になるものである。したがって、課税庁の「印紙税の課非判定基準」は、すべて公開することの方が税務行政上有益な結果をもたらすものであり、現在のような調査時点での納税者に知らせていられない状況の下で、調査担当者が具体的な文書の課非を判定することは、かえって税務行政に対する信頼を欠く結果となるものと考える。

#### 2. 印紙税の性格に対する諮問庁（国税庁）の認識の欠如

印紙税は、その納税方法の特殊性から「不正の行為により、税を免れる」ことが困難な税である。印紙税法には第22条以下に罰則規定を置いているが、この規定で処罰された事例は国税庁の統計年報を見ても、とくに最近は全くない。したがって、不納付になった事例は、ほとんどが納税者の印紙の貼付失念、または課非判断の誤りと考えられる。

しかしながら、諮問庁の理由説明書では、「印紙税を不当に免れようとする者」がいて「帳簿書類を破棄・隠匿など」の「不正手口の巧妙化を図る」などと、実際にはありそうにもないことを理由に挙げて、「調査事務の適正な遂行に支障をおよぼす」として開示を拒んでいるが、この点も実態認識を欠くものであり、合理的な説明とはいえない。

そもそも印紙税法違反の処罰事例がないことから推測すれば、印紙税調査の主たる目的は、不正の発見ではなく、印紙税納付方法の特殊性からくる納税者の納税上の誤りを正すことにあると考えられる。そのためには、できる限りの課税情報・不納付情報などを公開し、正しい税知識による自主納税を促進すべきである。課税庁の「調査事務に支障をきたす」などの具体的根拠を欠くあいまいな表現で、情報を秘匿することは、結果的に納税者の税務行政に対する信頼を失うことにつながるので、諮問庁の判断は見直されなければならない。

## II 「平成11年12月印紙税調査マニュアル」について

本開示請求文書は、東京国税局の段階では全面不開示だったものが、審査請求により一部不開示に変更されたものである。

### 1. 「別紙5 印紙税業種別不納付文書一覧表」「別紙6 過怠税を徴収しない文書の一覧表」について

「過去の調査に基づき、業種に共通した不納付事例等についての記述があるため」「当局の着眼点、調査方法が公になる」としているが、業種別に共通する不納付事例等があるならば、課税庁はそれを公にして業種ごとの指導を徹底すべきであり、これを秘匿する理由にはならない。

また、理由説明では「帳簿書類の破棄・秘匿などが生じ」「不正手口が巧妙化して、不正行為の発見が困難になる」としているが、印紙税の調査でそのような事態が起こることはほとんどないことは上述したとおりである。

印紙税では不正行為による脱税は、発生しにくいこと、また、そのような事例で処分された事例は最近にはないことも上述したとおりである。さらに、調査を予測して、文書を破棄することなどほとんど考えられない。なぜなら、納税者自らが作成した課税文書は、通常、取引の相手方に交付されており、本人のもとにはない。したがって帳簿書類を破棄・秘匿することは不可能である。相手方から交付を受けた文書は所持しているが、これは相手との取引事実を証

する書類で、破棄することは取引上の証拠を失うことになるので、通常は考えられない。いずれにしても、印紙税では、納税者が合法的な節税を考えることはあっても、不正に税を免れることはほとんど不可能である。

このようにほとんどありえないことを理由として、「不開示」とされることは納得がいかないことは、上述したとおりである。

## 2. 第2「印紙税単独調査の具体的実施方法」の「2 準備調査」「3 調査の事前通知」

「4 調査の着手」「5 事業概要等の聴取」「6 作成文書の把握」「7 現物確認および課非判定」および第3「印紙税同時調査の具体的実施方法」の「現物確認および課非判定」の一部について

「事前通知および着手後の具体的調査方法等の記載があり」「印紙税にかかる具体的な調査方法が知られる結果となる」としている。しかし、それぞれの項目から推測すれば、いずれも印紙税調査の実施方法を記述した文書ではあるが、調査に対する一般的な手順や注意事項を記載したものにすぎず、具体的な調査対象選定基準や調査時期、調査項目等を示したものでなく、不開示の理由にはならない。

過去に印紙税の調査を受けた経験のある納税者等ならば、印紙税調査がどのように行われるかは、ほぼ判っていることであり、特にこれを秘密にする理由はない。

「課税文書等を破棄隠蔽する」「調査対象とならないことを予測し、納税義務を適正に履行しない」ことも理由に挙げているが、「文書の破棄隠蔽」は通常ありえないことであり、調査対象選定基準などの記載がなされていなければ、「調査対象になりえないことを予測」することはできないものである。百歩譲って、仮にそのような記載があった場合には、非開示はその部分に限定されればいいはずである。

以上、諮詢（国税庁官）の理由説明には、合理性がないとの意見を述べた。情報公開審査会においては、審査請求人の意見を踏まえて、公正・中立な審査を求めるものである。

以上

## 第1 審査会の結論

「平成6年2月 印紙税不納付実例」、「平成8年2月 印紙税大口不納付事例集」及び「平成11年12月 印紙税調査マニュアル」(以下「本件対象文書」という。)につき、不開示とした決定について、諮詢庁が不開示とすべきと判断した部分のうち、別表の2欄に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨 (省略)

第3 諮問庁の説明の要旨 (省略)

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成15年7月29日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受 (ハガキ)
- ③ 同年9月3日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年11月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月18日 諒問庁の職員(國税庁長官官房総務課情報公開室長ほか)からの口頭説明の聽取
- ⑥ 平成16年1月29日 審議

第5 審査会の判断の理由 (1.の部分省略)

## 2 不開示情報該当性について

以下、上記1の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 「平成6年2月 印紙税不納付実例」及び「平成8年2月 印紙税大口不納付事例集」

審査請求人は、印紙税については、一般的に、印紙税課税対象とされるものを故意又は不正を目的として脱税するということは考えられず、仮にそうだとしても、その事績の隠蔽は不可能に近いもので、印紙税の不納付の多くは、不注意又は解釈の誤りに起因するものであり、課否判断の誤りを減少させるためには、実例によりできるだけ具体的に納税者に情報提供すべきである旨主張する。

○ 確かに、印紙税については、所得税や法人税等と比べると、納付を免れるための操作の余地は限られていると考えられる。

また、当審査会において、当該文書を見分したところ、当該文書には、印紙税調査において不納付であった事例について、調査対象文書の作成者の業種及び名称、文書の作成目的、実際の文書の雰形、非遡金額等、調査経過、留意事項等が記載されているが、その中には印紙税の課否判断の誤りにすぎない事例もあることが認められる。

○ しかしながら、①当該文書が国税当局の税務調査担当者のための調査に当たっての着眼点等の参考資料であり、また調査担当者の研修資料として位置付けられ、実際の税務調査に当たって活用されているものであること、②当該文書の事例は大口の不正事案で、かつ、頻繁に行われる

事案に絞ってまとめられていること、③印紙税の調査はその他の税務調査と同時に行われることも多く、限られた人員及び時間の中で、いかにより多くの対象文書を探し出し効率的・効果的調査を行うかが大きな課題となっていること、④これまでの印紙税調査の実態からすると、些少の税額であっても一部の者は印紙税を免れようとするケースが後を絶たないことからすると、これを公にした場合、印紙税調査の具体的対象文書、着眼点等が明らかとなることから、印紙税を不当に免れようとする一部の者は、これらの事例を分析することにより、課税文書又は帳簿書類の隠匿、あるいは不正事例を真似るなどの手段を講じ、不正手口をより巧妙に行なうことが予想される。

したがって、当該文書に記載されている内容は、これを公にすることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

なお、納税者の課否判断の誤りを少なくするための対策として、質問庁は、印紙税に関する法令解釈通達をウェブページ等で公開しているほか、「印紙税の手引」などのパンフレットや業種別の印紙税取扱事例集を作成して税務署の窓口等に備え付けるなどの措置を講じているところである。

#### (2) 上記1(3)ア、ク及びケの記述部分について

当該記述部分には、勘定科目等に基づく印紙税調査の具体的な着眼点並びに過去の業種別の大口の不納付文書名、記載内容及び非違のポイント等が記載されており、当該部分を公にすると、印紙税を不当に免れようとする一部の者は、これらの事例を分析することにより、課税文書又は帳簿書類の隠匿、あるいは不正事例を真似るなどの手段を講じ、不正手口をより巧妙に行なうことが予想される。

したがって、当該部分に記載されている内容は、これを公にすることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

#### (3) 上記1(3)イ、ウ、エ、オ、カ及びキの記述部分について

当該記述部分には、具体的な調査手法等の調査ノウハウが記載されており、当該部分を公にすると、これらの調査ノウハウが明らかとなり、印紙税を不当に免れようとする一部の者は、課税文書又は帳簿書類の隠匿を図る等、調査の円滑な実施を妨げる手段を講じ、不正手口をより巧妙に行なうことが予想される。

したがって、当該部分に記載されている内容は、これを公にすること

により、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

しかしながら、オの記述中の8頁の30行目から9頁の3行目まで、カの記述中の9頁の5行目冒頭から20文字目まで、キの記述中の12頁の14行目、19行目及び20行目の各部分については、税務調査の実施方法の一般的記述にすぎず、調査ノウハウと言えるものではなく、これが公にされたとしても、課税文書又は帳簿書類の隠匿を図る等、調査の円滑な実施を妨げる手段を講じるおそれは認められず、開示すべきである。

#### 4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮詢庁が不開示とすべきであると判断した部分のうち、別表の2欄に掲げる部分については同号の不開示情報に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号イに該当し、不開示とすることが妥当であると判断した。

#### 第6 答申に関与した委員

新村正人、園マリ、藤原静雄

平成11年12月

取扱注意
後任者引継文書

(情報公開法に基づく試行的判断)

開示	不開示	部分開示	(存否不明)
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)			
1.個人関係 2.法人関係(イ、ロ) 3.國の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 ⑥事務・専業関係(本文、①ロ、ハ、ニ、ホ)			
局文書保存年限 永年	ガイドライン 30年	(注)チェックシートは原本に添付	

# 印紙税調査 マニュアル

東京国税局 課税第二部 消費税課

## 第5 文書の「留置き」

### 1 「留置き」の効果

法第21条第1項に規定する「留置き」とは、課税文書又はその写し（以下「物件等」という。）を税務官庁の支配のもとにとどめておくことであり、これにより国との間に一種の保管関係が成立し、国に保管義務が生じることとなる。

これは、民事訴訟法第151条若しくは第227条及び行政不服審査法第28条等に規定する「留置」又は「留め置き」と同意義で、実体法である税法に規定したのは印紙税法が初めてである。

なお、「留置き」は、課税文書等の所持者が任意に提出し、かつ、「留置き」を承諾した場合に限られるため、犯則調査を前提として行われるものではないという点で、本質的に国犯法上の「領置」と異なる。

### 2 「留置き」に関する留意事項

(1) 物件等の留置きは、課税上紛争の生ずるおそれがあると認められる場合を除き、原則として行わないこととなっているため、当該職員の一方的な判断により留置きをすることのないよう留意する。

(2) 「課税上紛争の生ずるおそれがある場合」に該当するかどうかは、当該職員の客観的判断によることとなるが、おおむね次のような場合が考えられる。

イ 不納付等事実について、所持者が別紙様式4の2「印紙税不納付等事実通知書（確認証）」に署名押印をしない場合。

ロ 相手方の言動等からみて、証拠隠滅又は異議申し立てをすることが予想される場合。

(3) 課税文書の写しを留め置く場合は、当該「写し」に、相手方にそれが写しである旨を記載させた上で提出させる。

なお、単なるコピーの受領は、「留置き」には該当しない。

### 3 「留置き」の手順

#### (1) 「留置証」等の作成

別紙様式13「留置証」と別紙様式14「任意提出書」は複写で記載し、留置証を当該物件等の提出者に交付し、任意提出書とともに物件等の提出を受ける。

#### (2) 「留置証」等の記載要領

##### イ 「留置物件の種類」欄の記載

「印紙税不納付等事実調査書」の「課税文書の種類」の「名称」欄に記載した名称を記載する。

なお、写しの場合は、「写」と表示する。

##### ロ 「摘要」欄の記載

当該文書が特定できる事項、例えば、作成年月日、記載金額、作成者を記載する。

なお、同一人が作成した同一種類の文書が多いときは、1通ごとの特定できる事項を記載する。

(例)

受領証 3通	作成者〇〇	作成年月日	記載金額
		平成〇年〇月〇日 1通	60,000円
		△年△月△日 1通	50,000円
		△年△月△日 1通	35,000円

ハ 「留置き」は犯則調査を前提とするものではないため、調査担当者の「肩書」に「収税官吏」の名称を用いることはできない。

また、「留置理由」欄に「違反」の字句を使用しないよう留意する。

二 物件等を留置きした場合には、調査書等の右下の「留置表示」欄に「留」の表示をする。

【記載例】

留 置 証		
平成 11 年 11 月 25 日		
千代田商事株式会社 代表取締役 内野五郎 殿		
麹町 税務署 大蔵事務官 東京 次郎 印		
印紙税法第21条第1項の規定により、下記物件を留置しました。この留置処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に 麹町 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		
記		
留置物件の種類	数 量	摘要 要
請負契約書	1 通	平成 11 年 7 月 31 日 作成。 記載金額 2,500 万 円 作成者 (注文者) 千代田区麹町 1-5 千代田商事株式会社 (請負者) 中央区銀座 1-2 大山建設株式会社
留置理由	上記課税文書に、印紙税法所定の印紙が貼られていないので、その事実保全のため。	
提出物件の所持者	住 所	千代田区麹町 1-5
	氏名(名称)	千代田商事株式会社
所持場所	千代田区麹町 1-5	

4 留め置いた物件等の保管

留め置いた物件等は、調査した税務署において保管する。

5 留め置いた物件等の返還

留め置いた物件等に係る過怠税が納付された場合等、留め置く必要がなくなった場合には、速やかに物件等をその提出者に返還する。

この場合、「任意提出書」の「提出物件受領」欄に必ず受領印を捺すよう留意する。

(印紙税審理(調査)事務参考資料一覧表)

【国税庁消費税課作成の冊子】

- ・ 印紙税取扱先例集（平成8年5月改訂版）
- ・ 印紙税実務問答集
- ・ 印紙税業種別不納付実例（昭和56年4月版）
- ・ 印紙税業種別不納付実例Ⅱ（昭和62年12月版）
- ・ 印紙税大口不納付事例集（平成8年2月版）
- ・ 農業協同組合で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和57年3月版）
- ・ 信用組合で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和57年1月版）
- ・ 地方銀行で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和57年1月版）
- ・ 信販・クレジット業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（平成3年3月改定版）
- ・ 保険会社で作成する文書に対する印紙税の取扱い（平成4年3月改定版）
- ・ 相互銀行で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和57年1月版）
- ・ 不動産業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（平成4年3月改定版）
- ・ 建設業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（平成3年3月改定版）
- ・ 運輸・倉庫業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（平成5年3月改定版）
- ・ 商社等で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和58年3月版）
- ・ 放送会社で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和57年1月版）
- ・ 出版・印刷業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和60年3月版）
- ・ 旅館・ホテル等で作成する文書に対する印紙税の取扱い（平成5年3月改定版）
- ・ 金属工業・機械器具製造業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和59年3月版）
- ・ 石油・化学工業業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和59年3月版）
- ・ 繊維工業業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和60年3月版）
- ・ 食料品製造業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和60年3月版）
- ・ 百貨店で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和57年1月版）
- ・ 証券・商品取引業者で作成する文書に対する印紙税の取扱い（昭和59年3月版）
- ・ 銀行で作成する文書に対する印紙税の取扱い（平成11年4月版）

【東京局消費税課作成の冊子】

- ・ 印紙税不納付実例（平成6年2月版）
- ・ 印紙税不納付実例Ⅱ（平成8年3月版）
- ・ 業種別調査のチェックポイント（農協、信用金庫等）（平成5年1月版）
- ・ 消費税、源泉所得税及び印紙税のチェックポイント（法人税課・消費税課平成10年6月版）
- ・ 印紙税の過怠税に関する手引（平成3年7月版）

## 苦情処理事案の分析

(Cyber 税理士連盟の 4 名の税理士による開示請求に基づく「苦情処理整理票」の分析)

(平成 23 年 5 月 14 日)

苦情処理事案の対象：東京国税局・納税者支援調整官 平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月

### 1. 件数

本事務年度は 204 件である。納税者支援調整官制度がスタートした平成 13 年 7 月から平成 19 年度までの各年度の件数は 300 件から 350 件くらいで推移してきたが、本事務年度は 100 件くらい減少している。

### 2. 申立人

本年度は税理士の申立は 17 件 (8%) 見られた。なお、前年度は 25 件 (8%) であった。

### 3. 申立形態

申立の 85% (175 件) が電話によるものであり、面談によるものが 13% (26 件) である。この割合は、前年度と同様である。

### 4. 対象税目

所得税及び資産税に関するものが 54% (111 件) で、確定申告に関する苦情が多く見られる。また、徴収・管理に対する苦情が 23% (47 件) で増加傾向が見られ、その主なものは滞納税金の取り立てに関する職員の対応に対する苦情である。

なお、e-tax に関する苦情が数件出ている。

### 5. 苦情の分類

税務職員の対応（電話・相談・指導・調査・納税・徴収における言葉づかい、不親切、権力的言動など）に関する苦情が 67% (137 件) を占め、その内、調査時に対するものが 15% (20 件) となっており、これは苦情全体の 10%を占めている。

### 6. 接触形態

電話での話し合いにより終結したものが 84% (171 件) となっており、来署が 11% (22 件)、訪問は 5% (10 件) となっている。

### 7. 処理てん末

苦情に対して口頭により謝罪したものが約 47% (96 件) ある（前年度 32%）が、文書によるものはない。ただし、口頭による謝罪は、「申立が事実であるとすれば申し訳ない」というものも含まれている。なお、申立人が納得しなかった事例が、約 16% (32 件) に及んでいる。

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<神奈川署・横浜中署派遣納税者支援調整官>

受付日時	平成18年05月11日		時間	10時05分～12時10分		担当官	阿部	整理番号	17-016	
事案の概要: 神奈川署の税務調査の進め方が強権的で納得できない						主管課等	個人課税部門			
申出人	住所					形態	面接(庁舎内)			
	氏名		TEL			メールアドレス				
苦情の内容	(本日、国税局より派遣支援官を紹介されたとして来署により次の苦情等の申出があった。)									
	1 自分は神奈川税務署管内で[REDACTED]を営む青色申告者である。									
	2 平成17年11月より、神奈川署個人課税部門の税務調査を受けているが、下記のとおり、担当者の調査の進め方がおかしい。									
	(1) カルテ・予約帳、[REDACTED]など、患者の秘密が記載された記録について、どの部分を調べると明示せず、全て見せろと要求された。									
	(2) 当院は、[REDACTED]となっているが、自宅部分も見せろと要求された。									
	3 これらの要求に対し、医師の守秘義務より、患者の秘密に係る記録は正当な理由や必要性がなければ提示できない旨、事業に関わりのない自宅部分をなぜ調査する必要があるのか説明してほしい旨申し伝えたところ、担当者は「所得の確認のためだ。」などと曖昧な回答を申し述べ、納得できる説明をしなかつた。									
容	4 調査日当日、当方は、過去3年分の帳簿書類を用意していた。にもかかわらず、担当者は、「こんなものを見てもしようがない。」「あなたは調査拒否をしている。資料を提示しなければ青色申告の承認が取り消されますよ。」などと一方的に決め付けて用意した帳簿書類を見ようともしなかった。									
	5 当方は納得のいく理由が示されればカルテも提示する。しかし、ろくに調査理由も説明せず、強権的な態度で調査を進めようとするのは納得できない。									
	受理報告	局長	総務部長	総務部次長	総務課長					
	確認調査	確認先	神奈川署個人課税部門				確認日時	02月07日	09時00分	
		(支援官あて苦情申出の可能性があるということで事前連絡を受けていた。)								
1 平成17年11月10日に初回調査を実施したが、調査理由の開示や、調査対象資料に係る押し問答に終始し、帳簿調査等は実施できなかった。										
2 平成18年1月19日に統括官と担当者が申出人宅に臨場したが、カルテ等を調査する必要性の議論に終始し、前回同様、帳簿調査等は実施できなかった。申出人がテープレコーダーを持ち出し、応答を録音し始めたため、これを制止したが受け入れられなかつた。										
3 同年2月9日、申出人が来署し、統括官と担当者が面談したが、今までと同様の議論が繰り返されただけで、具体的な調査を行うことができなかつた。										
確認報告	局長	総務部長	総務部次長	総務課長						
処理でん末	日時	対応者	処理(回答)内容							
	2006/05/11 10:05	阿部支援官	以下のことを申し伝えたところ、必ずしも納得しないが、もう一度考えてみるとの申出があった。よって、一応の了承が得られたものとして、支援官としての処理は終了する。							
	1 一般論として、税務調査は納税者の理解と協力を得た上で進めるよう配意しているところであるが、調査範囲や方法、程度等、法律に定めのない実施の細目については、税務職員の合理的裁量に委ねられるものとされている。									
	2 [REDACTED]									
	3 患者の秘密を守るとの申出人の職務上の使命は十分理解するが、税務職員にも国家公務員法等に定める守秘義務が課されており、調査で知り得た患者の秘密を外部に漏らすことは許されない。									
4 神奈川署の担当部門には、あらためて調査の必要性等についてよく説明するよう申し伝えるので、申出人においても調査にご協力いただきたい。										
処理完結日(平成18年05月11日)										
処理報告	局長	総務部長	総務部次長	総務課長						
特記事項	○ 申出人に対し、応答を録音されている状況では、守秘義務遵守の観点から、担当者は調査を進めることができないので、差し控えていただきたい旨を要請した。							派遣監督評価官室への通報	否	
								税務相談室への回付月日		

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<茂原署・千葉東署派送納税者支援調整官>

受付日時	平成21年05月08日	時間	15時30分～15時50分	担当官	高梨	整理番号	20-003
------	-------------	----	---------------	-----	----	------	--------

事案の概要	ずさんな調査を行い、かつ、更正内容について合理的な説明もない。このようなやり方は申告納税制度を侵害する行為ではないか。	主管課等	資産課税部門
申出人	住所	形態	電話
	氏名 (納税者(相続人) [REDACTED] の関与税理士)	TEL	[REDACTED] メールアドレス

苦情の内容	(本日、電話により次の苦情等の申出があった。) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関与先の相続税案件(被相続人[REDACTED]、相続人[REDACTED]及び相続人[REDACTED])で、相続人の[REDACTED]相続開始に係る相続税の申告内容について茂原税務署から調査を受けた。自分も調査に立ち会った。その結果、更正通知書が送付された。</li> <li>2 更正は、きちんとした調査も行わず、家族主義の資産が多くすぎる、という個人的な感覚で更正している。           <p>また、更正内容について開示もなく、合理的で納得のいく説明もない。このような行為は、申告納税制度を侵害する行為である。</p> <p>なお、財産については、被相続人に帰属するものか相続人に帰属するものかを当方でも検討し、線引きを行った上で申告をしている。</p></li> <li>3 当該更正に対しては、平成21年3月15日に異議申立を行っている。</li> </ol>
-------	--

受理報告	局長	総務部長	総務部次長	総務課長
------	----	------	-------	------

確認調査	確認先	茂原署総務課長	確認日時	05月11日	10時05分
1 署の記録から、平成20年9月～平成21年1月間、相続税調査が行われ、最終接觸時に、担当者から[REDACTED]税理士に対して指摘事項の説明を行ったところ、[REDACTED]税理士から修正申告の意思はない旨及び署が更正するならば法的に対応する旨の回答があった。					
	2 平成21年3月3日付で、署から相続人[REDACTED]に対して更正通知を出しており、これに対して代理人[REDACTED]税理士より平成21年3月16日(受取)に異議申立書が提出されている。				
	3 署では、異議申立てを受け、現在異議審査中である。				

確認報告	局長	総務部長	総務部次長	総務課長
------	----	------	-------	------

処理てん末	日時	対応者	処理(回答)内容
	21.5.8 15:30～ 15:50	高梨支援官	以下を伝え、対応について後で当方から申出入花連絡することとした。 1 職員に対しては、日頃から、調査等においては毅然とした対応をとるべきときもあるが、調査結果及び更正内容については十分に説明することも必要な対応として指導してきたところであるが、十分な説明がなかつたとすれば申し訳なかった。 2 税務調査等の個別内容について担当に当方から意見等を行うことはできないことを理解いただきたい。 3 いずれにしても、事実関係を踏まえてから対応させていただきたい。 上記1及び2を繰り返し説明し、以下を伝えたところ、一定の理解を得たので対応終了とする。 1 非違事項については、十分な説明を行った後、一般論としては修正申告をしようようするものが通常の形であると思われるが、更正という形が採られる場合は、それなりの調査を行い、根拠のあるものであると思料する。 2 現在、異議審査中でもあり、調査がずさんであったとの指摘に対する調査担当者等からのコメントは控えさせていただきたい。
	21.5.11 12:50～ 13:10	高梨支援官	
処理完結日(平成21年05月11日)			

再発防止策の検討	調査案件については、調査結果等の内容を十分納税者に説明する必要があることにについて、署内研修等において更に指導していくこととする。					
処理報告	局長	総務部長	総務部次長	総務課長		

特記事項							派遣監督評価官室への連絡	否
							税務相談室への回付月日	

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<雪谷署・局納税者支援調整官>

受付日時	平成21年02月23日	時間	12時55分 ~ 13時07分	担当官	徳竹	整理番号	20-081	
事案の概要: 雪谷署の誤指導により、要らぬ登記費用負担があった。					主管課等	資産課税課		
申出人	住所				形態	電話		
	氏名		TEL		メールアドレス			
苦情の内容	(本日、電話により次の苦情等の申出があった。) <ol style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月24日に雪谷税務署にて、不動産の贈与に関する相談を行なった(職員名不明)。 贈与の対象となった不動産は、現在の住所地の土地・建物である。</li> <li>雪谷署で面接した職員は、当方の事情を確認した上で、平成19年度の土地評価を基準とするため税額の増減の可能性はあるが、贈与税額は271,000円であると試算し、説明を受けた。</li> <li>自分(申出人)は、贈与税の試算額であれば、売却をしないほうが得であると判断して、平成20年5月に349,800円の登記費用を負担して名義変更を行なった。</li> <li>ところが、平成21年2月17日に贈与の申告書作成のために雪谷署に行き、資産課税部門[ ]氏に面接したところ、今回の贈与に係る税額は300万円程度になることを説明され、この税額に間違いないと説明を受けたが、昨年4月に相談した際に約27万円と言わされた金額に大きく開差があることから、その点を申し出たところ、錯誤による登記を行なえば、贈与税はかからなくなる旨の説明はあったものの、税務署の指導を信じて名義変更登記をした際の登記費用はどうにもならないと言われた。</li> <li>今回の贈与に関しては、家族内の借入金返済がからんでいることから、税務署の間違った指導がなければ、贈与はせず別の方策による返済を行なった旨を重ねて申出る。 知識のない者は、税務署の指導を信じるしかない訳である。税務署としての誠意ある対応を要求する。</li> </ol>							
	受理報告	局長	総務部長	税務部次長	税務課長			
	確認調査	確認先	雪谷税務署資産課税部門			確認日時	2月23日	16:00
		2月17日に申出人が雪谷署に来署し、贈与税申告に当たり上記苦情の内容と同様の申し出があつたが、贈与内容から申告税額については誤りなく、錯誤登記を行うかどうかを含めて申出人が検討を行なうとして相談を終了している。 なお、申出人が主張する平成20年4月24日の面接相談の事績はない。						
		確認報告	局長	総務部長	税務部次長	税務課長		
	処理てん末	日時	対応者	処理(回答)内容				
2/23 12:55~13:07		徳竹支援官	以下を説明したところ、朝日(2/24)(時間指定なし)に、税務署担当者又は支援官から電話連絡がほしい旨の申し出があつた(資産課税課及び雪谷署(芝谷派遣支援官経由)に連絡する。)。 1 事実関係が不明であるので、当方としては回答できかねる。 2 申出内容を雪谷署に伝え、雪谷署に当時の相談事項等を確認した上、いずれにせよ、20年分の贈与税申告の対応について説明が必要である。					
2/24 13:30~15:00		雪谷署資産1部門統括官	2/24午前中に申出人の携帯電話の留守電にメッセージを入れたところ、申出人が雪谷署に来署した。概要以下のとおり。 ・面接中、申出人は一方的に税務署の責任を申し出るのみであり、申し出た贈与税額及び申出人が建物金額について説明できないことからすると、当初土地のみを贈与対象として計算したか、建物金額不明ということでの計算した可能性が高いこと、また、今回300万円という税額も建物評価額が不明な状態で、聞き取りにより概算計算したものであることを説明するも、聞き入れなかった。最終的に3月18日の申告期限までに建物固定資産評価証明をとった上、贈与税の申告をするか、贈与登記をするかの結論をだすということで、面接を終了した。 留め置く。					
2/27		雪谷署資産1部門統括官	申出人が雪谷署に来署し、贈与税の配偶者控除(2000万円)までの持分登記を改めて行なうこととして、贈与税申告書(税額なし)を提出した。本件対応については、終結とする。					
処理完結日(平成21年02月27日)								
再発防止策の検討								
処理報告	局長	総務部長	税務部次長	税務課長				
特記事項						派遣監督幹係官室への連絡	否	
						税務相談室への回付月日		

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<練馬東署・新宿署派遣納税者支援調整官>

受付日時	平成19年07月30日	時間	16時10分～16時20分	担当官	吉永	整理番号	19-001	
事案の概要: 誤指導により過大な所得で作成された申告書のために都営住宅の家賃が上げられた。					主管課等	個人課税部門		
申出人	住所				形態	電話		
	氏名	納税者: [REDACTED] の娘 [REDACTED] ([REDACTED] 在住)	TEL	[REDACTED]	メールアドレス			
苦情の内容	<p>本日、電話により次の苦情等の申し出があった。          (なお、申出人は本年5月1日に「署のタッチパネルコーナーで指導を受けて申告書を作成したにも関わらず雑所得の所得控除がなされなかつたことで過大な納税を強いられた」といった苦情を申し立てている。当該申し立てについては、同日付で支援官が面接して職権還付することを説明するなどして了解が得られており、その後の還付手続き等も適正に実施済である。)。  <b>(今回の苦情)</b>          「誤指導により作成された所得税申告書について後日、職権の更正減の処理は講じられたが、タイムラグが生じたため、母 [REDACTED] の都営住宅の家賃が今年の4月分から賃上げされてしまった。都営住宅の窓口に経緯を説明して掛け合ったが、家賃を従前どおりに据え置くことはできないと言われた。          今後最低2年間の家賃に影響するが、税務署はこの家賃の値上げについてどう責任をとるのか。」</p>							
	受理報告	局長		税務部長		税務部次長		税務課長
	確認調査	確認先	練馬東署（補佐）個人課税部門			確認日時	07月30日 16時20分	
処理てん末	<p>その後の還付処理等は適正に行われているのか。          (別に都に対しても家賃の見直し措置の可否等について経緯を説明した上で照会。          → 本件については家賃の見直しが可能である旨の回答を得た。 → 今後の措置策、申出人へのアプローチの手順や役割分担等について都と協議した。)</p>							
	確認報告	局長		税務部長		税務部次長		税務課長
	日 時	対応者	処理（回答）内 容					
	1 7/30 16:10	1 新宿署 支援官	1 [REDACTED] の娘 [REDACTED] から上記の苦情の申し立て。 当方: 「事実関係を確認した上で回答する。」					
2 7/30 16:20	2 新宿署 支援官	2 練馬東署宛、事実関係の確認。あわせて都の都市整備局指導管理課（[REDACTED] 氏）宛、措置策について協議等。 都側回答: 「都営住宅の窓口回答は家賃の見直しを認めないとのことであるが署側の説明で経緯については了解した。 家賃を本年4月まで遡って見直すこととした。 申し出人には都営住宅の窓口担当者を確定した上で今後の方策を連絡する。 平成17年分、18年分の申告書の控えと、同じく更正通知書の写しの提示を求めることがある見通しである。」						
3 7/30 16:45	3 新宿署 支援官	3 申立人宛、架電。都側で家賃見直しの再検討を行うことと、必要となる書類等について説明。申し出人「速やかな対応に感謝する。」→処理終了。						
処理完結日（平成19年07月30日）								
再発防止策の検討		確定申告期間のタッチパネルコーナーでの一層適正な作成指導が望まれる。 → 練馬東署「確定申告体制（配置職員等）の見直しと作成指導に係る職員研修を実施する。」						
処理報告	局長		税務部長		税務部次長		税務課長	
特記事項							派遣監督評価 官室への連絡	否
							税務相談室 への回付月日	

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<世田谷署・局納税者支援調整官>

受付日時	平成21年03月25日	時間	15時10分～15時25分	担当官	山内	整理番号	20-103	
事案の概要: 生活保護費を受けている状況の中で「納付しろ。」という指導をするのは、違法ではないか。生活保護の趣旨に反する。					主管課等	徴収課		
申出人	住所	世田谷署管内			形態	電話		
	氏名	[REDACTED] (男性)	TEL	[REDACTED]	メールアドレス			
苦情の内容	(本日、電話により次の苦情等の申出があった。)							
	1 自分(申出人)は、現在、生活保護を受けている。							
	2 世田谷署の担当者に生活保護の証明書を見せて相談したところ、「生活保護費の中から2万円ずつ支払わないと行政処分する。」と脅されたので、実際、2万円納付した。							
	3 本日(25日)、世田谷署の担当者に電話し、法律的に生活保護費は差押禁止となっているのだから、生活保護費の中から税金を払えと指導するのは違法だと申し出たところ、いろんな担当官に回され、最後に電話を代わった徴収の[REDACTED]だという[REDACTED]さんにも確認したが、[REDACTED]さんは「あくまで任意に納付してくれという指導は正当な業務である。」と言った。							
	4 生活保護を受けている状況の中で「納付しろ。」という指導をするのは、どう考えてもおかしい。国からいただいたものから、国に納めるというのは生活保護の趣旨に反する。そもそも法律的に生活保護費は差押禁止になっているのだから、違法ではないか。人道的にもおかしい。							
受理報告	局長		総務部長		総務部次長		総務課長	
確認先	世田谷署徴収部門			確認日時 03月25日 16時00分				
確認調査	1 申出人は[REDACTED]であり、16年度定分～17年度予定分の申告所得税1,081,000円が滞納となっている。							
	2 1月10日、申出人が来署し、申出人から「借入先からの入金が行われないので納付を延期したい。」との申出と「1月末から生活保護費の受給が開始される。」との説明があった。担当者が可能な範囲で納付していただきたい旨を説明したところ、申出人は「1月30日の午前中に来署の上、3万円を納付する。」との申出があり、同日、2万円の自主納付がされた。							
	3 本日(25日)、申出人から「手持金が1,100円しかないので、1月30日に納付した税金を返してほしい。」、「返さなければ、追客に担当者の名前を書いて死んでやる。」などといった苦情の申出があり、納付したものは返せない旨及び滞納処分を停止する旨を説明したが、申出人は納得せず、一方的に電話を切られた。							
	4 3月26日に滞納処分の停止通知書を発送した。							
	確認報告	局長		総務部長		総務部次長		総務課長
処理てん末	日時	対応者	処理(回答)内容					
	21.3.25 15:10～ 15:30	山内支援官	事実関係の確認をした上で、どちらがら折り返し連絡をする旨を伝えた。					
	16:26～ 18:04	山内支援官 前田支援官	世田谷署の総務課長へ申出内容を伝えるとともに、事実関係の確認を依頼した。					
			申出人の携帯に電話し、繰り返し以下のことを伝えたところ、申出人から「結局、泣き寝入りということですね。」との発言があり、納得はしなかったが、話は終了した。					
			1 確かに生活保護費は、法律上、差押することができないことになっており、生活保護費そのものを差押すれば、当然、違法な行為となる。 2 署に確認したところ、納付相談をされた際、担当者は任意に納付していただきたい旨の説明をし、1月30日に申出人が自動的に2万円納付されたと聞いている。 3 また、当面、署から督促等は行わないと聞いている。 4 徴収職員が納付してくださいとお願いするのは、通常の業務であり、何ら違法なものではない。 5 事情はお察しするが、いったん納付された税金を返すということはできないことをご理解いただきたい。					
処理完結日(平成21年03月25日)								
再発防止策の検討								
処理報告	局長		総務部長		総務部次長		総務課長	
特記事項							派遣監督評価官室への連絡	否
							税務相談室への回付月日	

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<渋谷署・渋谷署派遣納税者支援調整官>

受付日時	平成20年05月29日	時間	15時27分～16時10分	担当官	渋川	整理番号	19-010
------	-------------	----	---------------	-----	----	------	--------

事案の概要: 差押えた預金を税金に充てなかったのは、税務署の怠慢である。					主管課等	徴収部門
申出人	住所	[REDACTED]			形態	電話
	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]	メールアドレス	

苦情の内容	(本日、電話により次の苦情等の申出があった。) 1 消費税未納分60万円について、昨年11月28日に普通預金50万円の差押処分を受けた。 2 翌日、税務署に行って、[REDACTED]の治療費が必要なので、預金差押の解除をしよう申し入れたが、聞き入れてもらえず、あきらめて帰った。 3 2～3日前に未納分を催促する文書が届いたが、未納の内訳を見たら60万円のままだった。普通預金は現金と同じなので、差押えを受けた時点では当然税金に充てていると思っていた。 4 税務署は、普通預金を差押えてから半年間放置し、未納分60万円に延滞税をつけていた。これでは、サラ金と同じである。 5 仮に、普通預金の差押が、不動産の差押えと同じで、直ちに税金に充てないということであれば、その仕組みは事前に説明すべきである。延滞税を少なくするのが税のプロではないか。差押えてからの延滞税には納得がいかない。 6 原宿警察から都庁の行政苦情110番に電話するようアドバイスを受け、電話をしたところ、まずは、税務署に連絡するよう、また、納得がいかなければ、再度連絡するよう言われている。
-------	--

受理報告	局長		税務部長		税務部次長		税務課長	
------	----	--	------	--	-------	--	------	--

確認先	徴収部門	確認日時	06月29日 16時50分
確認調査	1 申出人は、消費税等の未納分が72万1千円（差押時点で63万9千円）ある。 2 徴収部門の担当者は、19年9月18日に申出人宅を臨場し、翌月中旬まで納付を待つこととした。 3 担当者は、19年11月28日付で申出人名義普通預金512,682円を差押えた。 4 申出人は、翌日、担当者と会い、差押解除を要求したが、担当者から、解除するためには、全額納付するか、他の財産を担保として提供することが必要である旨説明を受けている。		

確認報告	局長		税務部長		税務部次長		税務課長	
------	----	--	------	--	-------	--	------	--

処理てん末	日時 5/29 15:27～ 16:10  5/29 16:30	対応者 派遣支援官  派遣支援官	処理（回答）内容 以下のこととを申し伝えたところ、了承を得た。 1 普通預金の差押については、不動産の差押と同様に取り立て（換価手続き）をする必要があること。 2 納付相談において説明不足があったとすれば、申し訳ないことをした。 3 申出の内容については、確実に渋谷税務署に伝え、事実関係及び法律手続きを確認させた上で、責任者から連絡させる。  渋谷署総務課長に申出内容を伝え、対応方を依頼した。
処理完結日（平成20年05月29日）			

再発防止策の検討	
処理報告	局長

特記事項	派遣監督評議会室への連絡	否
	税務相談室への回付月日	

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<武藏府中署・立川署派遺納税者支援調整官>

受付日時	平成20年03月19日	時間	09時45分～10時00分	担当官	伊藤	整理番号	19-006	
事案の概要: 料金不足で返送された贈与税申告書を税務署に持参したが、期限内申告として取り扱わないのはおかしい。				主管課等	総務課			
申出人	住所				形態	電話		
	氏名		TEL		メールアドレス			
(本日、電話により次の苦情等の申出があった。)								
苦情の内容	1 平成19年中に母親から住宅取得資金の贈与を受けたので、贈与税申告書（相続時精算課税選択届出書等を含む。）を3月15日に普通郵便にて郵送したが、料金不足のため返送されてきた。 3月17日の午後10時頃（帰宅時）に返送されている事実を知り、翌3月18日に妻が提出のために武藏府中税務署に出向いた。							
	2 税務署では、妻が受付の女性職員に対して申告書を提出したい旨を告げて封書（申告書）を呈示したところ、同職員が受け取った封書を開封し、中を確認した後に、担当部門に案内されたようだ。 最終的に、担当職員から「期限内申告としては取り扱えない。」と言われたらしい。							
	3 確定申告の手引きには「郵便又は信書便で送付する場合、通信印日付印を提出日とみなします。」と記載されているにもかかわらず、期限内申告として取り扱わないのはおかしい。							
	4 期限内申告として取り扱わないのであれば、その理由を文書にて回答していただきたい。 訴訟も辞さないと考えているので、電話でのやり取りも録音させていただく。							
	受理報告	局長	税務部長	税務部次長		税務課長		
確認先	武藏府中署 飯島総務課長				確認日時	03月19日	10時30分	
確認調査	1 3月18日に申出人の妻 [ ] の来署があり、川崎調査官（資産担当特官付）が面接した。 2 料金不足の郵便物の取扱いについて三鷹郵便局（申出人が郵送の手続をとった郵便局）に確認したところ、料金不足の普通郵便については差出人へそのまま返却することであった。 また、国税局に確認したところ、税務署側で料金が不足している等を理由に受領を拒否した場合など当方に落度がある場合を除き、期限内申告とは認められないとのことであった。 3 これらの確認を踏まえ、当署においては受領を拒否した事実は無いため、持参した申告書は期限内申告として取り扱えないと判断し、その旨を妻に説明した。併せて、相続税精算課税の特例も適用されないと説明し、申出人や母親等と相談するよう指導した（申告書は受理していない。）。							
	確認報告	局長	税務部長	税務部次長	税務課長			
	処理てん末	日時	対応者	処理（回答）内容				
20.3.19 18:40～ 16:50		伊藤支援官	申出人に対して次の説明を行なったが、納得を得ることはできなかった。 1 一旦は郵便の手続をとられたのは分かるが、税務署の方へは郵便という方法では届けられていないため、税務署としては18日に奥様が直接持参された封書として取り扱わざるを得ない。 従って、申告書を期限内申告として認めることはできない。 2 お気持ちちは察するが、当方としても法令等で定められた取扱いをせざるを得ないことをご理解いただきたい。 3 また、文書による回答要求にも応じることはできない。 この電話での説明をもって、ご理解をいただきたい。 4 本日の申出内容については、武藏府中署総務課長を通じて担当部門にも連絡するので、今後のことについて、一度、税務署を尋ねてみては如何か。  支援官として説明すべきことは説明したので、今後は静観することとした。					
処理完結日（平成20年03月19日）								
再発防止策の検討								
処理報告		局長	税務部長	税務部次長	税務課長			
特記事項	最後に、申出人より「どうしても文書による回答をいただきたいとした場合、お願い文の送付先は、武藏府中署と立川署派遺支援官のどちらになるのか。」との質問があったので、どちらでも構わない旨を回答した。						派遣監督評価 官室への連絡	否
							税務相談室 への回付月日	

苦情事案整理票(納税者支援調整官整理用)

<横浜南署・局納税者支援調整官>

受付日時	平成21年04月13日	時間	12時35分～12時59分	担当官	山内	整理番号	20-113
------	-------------	----	---------------	-----	----	------	--------

事案の概要	平成20年分の確定申告書に平成19年分の株式等に係る譲渡損失の金額を記載しなかつたが、正しく訂正することができないのか。	主管課等	資産課税課
申出人	住所 横浜南署管内 氏名 [REDACTED] (男性) TEL [REDACTED]	形態	面接(庁舎内)
苦情の内容	(本日、面接により次の苦情等の申出があった。)  1 株式等に係る譲渡損失の繰越控除の件で相談に来た。 2 平成20年分の確定申告書は、3月25日に横浜南税務署へ提出した。 3 その際、確定申告書には、平成20年分の株式等に係る譲渡損失の金額(約2,800万円)は記載したが、平成19年分の株式等に係る譲渡損失の金額(約400万円)は記載しなかつた。 4 母親も京都で同様に株式等に係る譲渡損失の金額を申告しており、母親から平成19年分の株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越せることを聞いた。 5 4月3日に横浜南税務署へ行き、担当者に平成20年分の申告を正しく訂正した旨を伝えたところ、担当者から訂正できないとの説明があつたが、納得できないので、国税局へ来た。 6 平成20年分の申告を正しく訂正することができるよう、何とかしてほしい。 7 なお、平成19年分の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)には、同年分の株式等に係る譲渡損失の金額は記載している。	メールアドレス	

受理報告	局長	[REDACTED]	総務部長	[REDACTED]	総務部次長	[REDACTED]	総務課長	[REDACTED]
------	----	------------	------	------------	-------	------------	------	------------

確認調査	確認先 横浜南署資産課税部門	確認日時 04月13日 16時20分
	1 申出人は [REDACTED] であり、平成19年分及び平成20年分とともに、申告書に株式等に係る譲渡損失の金額(19年分: 4,409,489円、20年分: 28,635,345円)を記載している。	
	2 4月3日に申出人が来署し、20年分の申告を訂正したい旨の申出があり、応対した職員は訂正できない旨の回答をしている。	
	3 20年分の申告書で19年分の株式等に係る譲渡損失の金額が記載もれとなつたことについては、20年の更正の請求に基づく更正することにより訂正することは可能である。	

確認報告	局長	[REDACTED]	総務部長	[REDACTED]	総務部次長	[REDACTED]	総務課長	[REDACTED]
------	----	------------	------	------------	-------	------------	------	------------

処理てん末	日時 21.4.13 12:35～  21.4.13 13:15  21.4.13 16:40～	対応者 山内支援官  山内支援官  山内支援官	処理(回答)内容 ・ 申出内容については即答しかねる内容なので、横浜南署へ事実関係の確認をした上で、当方から本日又は明日連絡する。  ・ 申出内容を横浜南署(資産課税課経由)へ伝えるとともに、事実関係の確認を依頼した。  ・ 以下のことを申し伝えたところ、申出人の了解が得られた。 1 事実関係の確認をしたところ、20年分の更正の請求に基づく更正することにより訂正することは可能なので、更正の請求書を提出いただきたい。 2 横浜南署の資産課税第1部門の統括官が窓口となるので、事前連絡の上、来署いただきたい。 3 応対した職員が誤った説明をしたことについては、大変申し訳なかった。 4 職員に対し、今後、同様の誤りがないよう注意喚起する。
処理完結日(平成21年04月13日)			

再発防止策の検討	職員に対し、株式等に係る譲渡損失の金額が記載もれとなつた場合の取扱いを周知徹底する。
特記事項	